

令和3年2月17日

食品衛生法改正関係リーフレットの内容訂正について

令和2年3月31日付け薬生食監発0331第11号により、厚生労働省から「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類取扱いについて」が自治体あてに通知され、様式や営業者への対応等が示され、「営業許可を取得した施設については（中略）追加の届出は不要」とされました。

今般、令和3年2月10日付け薬生食監発0210第1号「食品衛生法第57条に基づく営業届について」により、内容が一部修正され、「届出業種を営む場合は別途、法第57条に基づく届出が必要である」旨が示されました。

つきましては、新たな営業許可・営業届出制度に関する2つのリーフレット等について、以下のとおり訂正いたしましたので、お知らせします。

【訂正内容】

- パンフレット「新たな『営業の許可制度』『営業の届出制度』が令和3年6月1日から始まります」

該当箇所	訂正前	訂正後
6ページ 業種「密封包装食品製造業」 の「概要」欄中の※印	※除外される（許可不要な） 食品」食酢（すし酢を含む） 及びはちみつ	※除外される（許可不要な） 食品」食酢（すし酢を含む） 及びはちみつ等
8ページ 1つ目の中黒（・）3行目	なお、営業許可を取得した 施設については、追加の届 出は不要です。	なお、営業許可を取得した 施設についても追加の届出 が必要です。

- リーフレット「新たに保健所への届出が必要となる場合があります！」

該当箇所	訂正前	訂正後
おもて面 最下部※印	許可を取得している場合は 新たな届出は不要です。	許可を取得している場合も 新たな届出が必要です。

以上